	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000	
	前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000	
	リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000	
	片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000	
	リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600	
	レバー駆動型	レバー１本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500	
	手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) Ａ　大車輪のあるもの Ｂ　小車輪だけのもの	上と同じ。	Ａ 82,700 Ｂ 81,000	
	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Ａと同じ。	上と同じ。	114,000	
	ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Ａと同じ。	上と同じ。	128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Ａと同じ。	上と同じ。	153,000	

車いす

を加算すること。

体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持4部(骨盤・大腿部)）をクッションとして用いる必要がある場合には、別にところを定めるとのによる額を加算すること。

身体の障害の状況により、その他の必要な付属品を要する場合は、修理基準の表に掲げる交換の範囲内で必要な額を加算すること。

	普通型（4.5km／h）	ＪＩＳ Ｔ 9203―1999又はＪＩＳ Ｔ 9203―2006による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6
	普通型（6km／h）			329,000	
	簡易型	車いすに電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。 Ａ　切替式 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。 Ｂ　アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車いすの普通型に準ずる。	電動装置以外の車いす部分は購入基準に掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車いすの普通型に準ずる。	Ａ 157,500 Ｂ 212,500	
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500	
	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	440,000	
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	701,400	
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	580,000	
	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	982,000	

電動車いす

褥瘡（じょくそう）のある者、褥瘡（じょくそう）の発生の危険性のある者等がを場合は、車いすの修理基準の表に掲げる等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額をと。

体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別にところを定めるとのによる額を加算すること。

外部充電器を必要とせず該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

バッテリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額を加算すること。また、ＡＣサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。